

中国における農業税

中村治兵衛

今日中国に於て農民に賦課される租税は、基本的に現物食糧税（米・小麦・大豆・高粱・棉花・麻等農産物をそのまま納付する）の形をとり、時として公糧とも云われているが、一般に現在では農業税と称されている。こうした現物税の形における農業税は、戦後新しく始つたものではなく、中共地区では十数年來行われてきたものである。その名称は土地税・農業税・救国公糧・統一累進税というように異り、その内容にも若干の相違はあるにもせよ租税が現物食糧税であつたことは変らない。また国民党の領導下の国民政府に於ても、今次戦争中（一九四一年、昭和十六年六月以降）「田賦の実物徴収」という形で、それまで農民の所有耕地に賦課していた田賦（地租）をば、金納から現物納に切り換えた。こうして両者とも現物食糧税をとるに至つたが、併しこの両者のちがいは、一が田賦の金納から物納へという徴収形態の変化であり、あくまでも所有地に対する賦課徴収を原則としていたのに対し、他は単に所有地に止まらず、他人の土地を小作していても農作物を生産するものにはすべて賦課徴収された。この後者が中共の農業税の国民党のそれと比較したときの特徴であると共に、ま

た中共にあつては税制をば農村の支配体制ないし階級構成を變化するための一有力な手段としてしていることに、また別の特色がある。そしてこれらの基本的性格は、戦後現在の人民政府における農業税に於ても踏襲されている。

新中国の農村に対する行財政政策は、すべて土地改革の有無と進捗状況をもととして分別された老解放区、新解放区（土地改革を既に行つたところ）、新解放区（土地改革を未だ実施しないところ）によつて異なる。従つて農業税の全国收入の基準を一九五〇年（昭和二十五年）六月以降全国農業總收入の一三%と定めているが（地方附加税はその一五%以内―計一四・九五%）、しかしこれを具体的に実施した場合は、右の三地区によつてかなり異なる。即ち農業税に於ても、老解放区では比例税制、新解放区（一）では漸進的累進税制、新解放区（二）では累進税制をとつている。こうした徴税方法の相違は税率の相違、人民の負担の輕重と連関していることは云うまでもない。老解放区に於て比例税制がとられているのは、土地改革によつて農村の支配体制並びに階級構成が變革され、農民層はほぼ地ならしをされ、かつてのような有力な地主がないことに帰因している。ただ老解放区に於ても華北と東北（滿洲）とは若干の違いがある。前者では免徴点があるのに（一定限度以下のものは免税）、後者では免徴点がない。次に新解放区に於ては、一九五〇年九月公布の「新解放区農業税暫行條例」によつて農業税が賦課徴収されているが、土地改革を既に行つた地区（一）と未だ実施していない地区（二）との相違は、主として累進税

のとり方と貸付地、小作地の取扱ひ方にある。即ち新解放区(一)に於ては、累進税の最高率が農業総収入の三〇%と限定されているのに反して、新解放区(二)では八〇%までは徴収し得る。また貸付地と小作地の取扱ひ方についてみると、(一)区に於ては所有者と小作人とが協議して各自の収入別にそれぞれ農業税を納付することが出来るが、(二)区に於てはこうした両者の協議を認めておられないし、貸付地の収入(小作料)を純収入とみ、その農業収入の評価に当つては、農作物一〇〇斤を一〇〇斤というように二割増しにすることとなつてゐる。その結果、地主の小作料収入は自作農よりも課税評価額が高くなり、それに應じて累進税率がかかつて負担が重くなる。これに反して小作地(農民が他から借りて耕作している)に対する農業税の賦課は、その総生産物のうちから小作料を支払わねばならないからというので、その地で生産した農作物の評価をば二割おとし、一〇〇斤を八〇斤として計算することとしている。こうして累進税率の他に貸付地と小作地に対する課税評価基準の差をつくつて地主の土地所有をいためつける一方、小作人を擁護する立場をとつてゐる。処が一おう土地改革を行つた新解放区(一)に於ては、貸付地と小作地に対するこうした当該地の農業収入の評価基準の差等を設けず、どちらも同一に自作地と同様に取扱ひることとしている。その他農業税に対する地方附加税の割合が、(二)区では一五%であるのに、(一)区では二〇%以内に引上げられてゐるといふ違いがある。

さてこの農業税はどういうように賦課徴収されるかという点、

戸を単位とするが、その税率を適用するに当つては、戸を構成する農業人口の一人当平均農業収入によることとしている。ここにいる農業人口とは、その家に同居してゐて農業収入によつて養われている人の数であり、従つてただ同居してゐても農業以外の職業によつて身をたててゐる者は算入されない。また出征軍人・公務員は不在でも同居人とみとめられ、雇農(年雇)は雇主の家の人口には算入されず、自分の家の人口とされる。なお特に戦死者を出した農家では、この死亡したものも生きてゐる人の数に入れ課税評価額の低下を計つて優遇することとしている。次に理解しやすいように事例をあげて農業税の賦課をみることにする。

例えば、ここに張三全という農家があり、その家の農業人口が二人、貸付地一〇畝(平均生産量四、〇〇〇斤)、その小作料一、六〇〇市斤、また自作地五畝でその平均生産量二、〇〇〇市斤だつたとすると、その家の収入と農業税の計算は次の如くである。

(一) 張三家の総収入…1,600市斤総穀×120%+2,000市斤

総穀=3,920市斤総穀

(二) 每人平均収入…3,920市斤総穀÷2=1,960市斤総穀

(三) 每人平均1,960市斤総穀は…税率表によると第28級であり税率は30%である

(四) 張三家の納付すべき農業税は…3,920市斤総穀×30%=

1,176市斤総穀

これでもみられるように農業税徴収の基準となるのは、耕地の年平均生産量(年平均收穫高)である。そこでこの基本面を正確

におさえるため、翌一九五一年六月（昭和二十六年）「農業税査田定産工作実施綱要」を發布した。これによつて、老解放区には同年内に土地の生産量を決定固定させることとし、新解放区（土地改革を施行した地区）では、これを土地改革後の重大な措置である土地証の發布（並びに土地登記）と結びつけ、ひとまず土地の生産量を訂定し、三、四か年内に土地生産量を固定させる方針をとる。新解放区（土地改革を実施していない地区）に於ては、小作料の引下げ、担当債務の返却と農業税徴收工作とを結びつけ、隠し田を摘発し、土地の類別（地目）を劃分し、土地等級の評定を行つた後、はじめて土地の生産量を訂定することとしている。要するに土地の面積・状態を正確につかんでその生産量を決定確定し、農業税徴收の基礎をかためることにある。この仕事を農村で担当するのは、郷（村）農業税調査評議委員会である。

なお農業税として徴收される農作物は、その土地の主要食糧——例えば東北では高粱、華北では粟、西北では小麦、江南では水稻——であり、その他の食糧は、主要食糧に換算して一緒に徴收される。棉花・煙草・落花生・麻などの經濟作物は、主要食糧との換算比率（比価）が定められており、この換算率によつて計算して現物のまま徴收されることは食糧作物と変らない。ただ最近では農業税の一部を現金で徴收することも認められ、地方によつてはすすめられている。

さてこのように農作物が現物のまま租税として徴收されているのを見ると、我々はこの農業税を供出におきかえ、その対応とし

て配給ということを想うかべるが、しかし新中国に於ては日本にみられるような国民全体に一定量の食糧を配給することについては、戦時中にも行われなかつたし、現在も行われていない。ただ軍隊と政府機關団体の職員（約九〇〇万といわれる）に對してのみ配給が行われているが、これは俸給の一部を形成していると考えられる。このように農業税として徴收された食糧は、右のような配給のほか軍馬糧・優撫糧・嬰兒保育糧・治河糧（これは失業者その他を水利土木工事に動員したとき報酬として現物食糧を支給することをさすのであらう）等に支出される。その食糧の管理はどうかというと、政府系統に属するものと軍事系統に属するものとに二分され、前者は財政部、後者は人民中央革命軍事委員会総局に属する。財政部に於て食糧の管理に当るものは糧食管理總局であり、その下部機關が糧食管理局（大行政区）省糧食局（財政部）糧食分局（転区）というように、地方行政系統にそれぞれ設けられている。またこれには中央公糧庫以下……中央公糧區庫（專区）中央公糧分庫（專）等の倉庫と共に、加工工場が附設されている。併し倉庫は至つて少く、一九五〇年に於て農業税として徴收した食糧の九割は、民家・祠堂廟宇・露天の屯積みであつたと伝えており、全国的に広大な倉庫網の整備に努めている。

なおこの食糧の保管貯藏と共に、その運搬もまた大問題であり、農業税には現物食糧の納付の他にその運搬の義務も課されている。従つて当初往復一〇〇華里（日本の一〇里）の現物食糧税の運搬労働に当らねばならなかつたが、後には五〇華里となつた

（特殊地区は一〇〇華里）。この義運と称せられる労働負担が農業税に附随していることを忘れてはならない。そうしてこの食糧の運搬は複雑な組織をとり、鉄道・汽船・獸車・人力等のあらゆる交通手段が利用され、貿易部と交通部が連合してこれに当り、また中南・華東二行政区に於ては特に運輸委員会を組織している。さて上述したような用途以外の残りは、財政部から貿易部の所管に移り、国营糧食公司の下で祖稅以外に買付けられた食料とともに、食糧市場・価格の操作調節並びにインフレ対策のため用いられる。

農業税収入は、全国農業總生産量の一割五分に及び、「現在財政収入の最も主要なものの一つであり、今後もおお永く続くもの」と云われている。新中国が金ではなく現物經濟の体制をとる限り、農業税はこの全体の体制の一つの大きな支柱となつており、これを通して新中国工業化のための資本蓄積がなされているところに大きな意義と役割が存するし、この農業税の全国的な施行を通して倉庫・運輸交通等の連関する部門の整備も企てられ、政治的支配の浸透があることも見逃しえない。そこには幾多の重要な課題が存するが、それらについてはまた別稿に譲ることとする。